

兵庫県南部地震

本願寺派「災害対策金庫」を設置

今回の兵庫県南部地震で阪神、淡路地域の多数の寺院が被災した浄土真宗本願寺派（松村了昌総長）では、これら被災寺院の救援復興対策を協議するための第二百四十一回臨時宗会（北條成之議長）を六日、京都市下京区の本山宗務所で開催した。松村総局は、被災寺院を除く宗派内の一万カ寺余りの寺院や一般門信徒への協力金の拠出を要請、これらを原資に十五億円規模の災害対策金庫を設置して、被災寺院へ復興資金を無利子、低利で融資することを救援復興措置の基本に据え、二件の法規、四件の財務議案を各々上程した。これらは一括して本会議に上程された後、全員協議会の審議を経ていずれも本会議で可決、承認をみた。これにより平成六年度から同九年度まで四会計年度にわたる救援復興策の大枠は決定されたが、融資の基礎条件となる被災寺院の損害程度の査定などは今後の課題として残され、今臨宗で設置された阪神大震災対策委員会がそのような具体的な措置については協議して総局に提言することになっている。なお、臨宗の冒頭、開会式で大谷光真門主は教辞で「亡くなられた方々に心から追悼の心を述べさせていただきます」と今回の大震災の犠牲者、被災者へ見舞いの言葉を述べた。

拠出金原資に十五億

被災寺院へ 低利の長期融資

臨宗で決定

今回の兵庫県南部地震による兵庫教区と大阪教区の両教区の寺院への被害は甚大で、本堂が全壊または全焼した寺院は四十五カ寺、被災寺院の数は実に二百六十三カ寺（一部損傷は除く）にも及び、安芸教区（広島）や北陸の各教区等と並ぶ本願寺派の“金城湯池”とも言える阪神、淡路地域の寺院に壊滅的な打撃を受けた同派のダメージはことのほか深刻である。

今回の被災寺院のうちで宗派の寺院災害共済制度に加入していたのは九十九カ寺で、加入寺院には最高五百万円までの融資と見舞金六十万円が支払われ、未加入寺院にも見舞金三十万円が贈られる。

また、政府が兵庫県南部地震のように激甚災害に指定した地域の被災寺院には共済制度規定により特別融資枠も設けられているが、今回の大震災はこのような従来の救済規定では対処不能の損害を与えており、特別の救援復興措置の発動を迫られた。

今回の臨宗で決定をみたのは「災害対策基本規定の一部を変更する宗則」「阪神大震災救援復興対策措置規定」の二件の法規と「特別会計『阪神大震災救援復興対策費収支計画』」「平成六年度特別会計『阪神大震災救援復興対策費歳計予算』」「平成六年度特別会計『災害対策金庫歳計予算』」「平成六年度『宗門振興推進金庫歳計予算追加更正』」の四件の予算。

北條成之宗会議長【写真は省略】

一般寺院などに

一口十万円の拠出を要請へ

これらはいずれもこうした多数の被災寺院の復興を長期的な視点で救援することが狙いで、各法規、予算は可決と同時に発布。

これにより平成七年二月六日から平成十年三月三十一日まで四会計年度にわたる阪神大震災救援復興対策の収支計画を組み、十五億円規模の災害対策金庫を新設し、これを低利または無利子で、ある程度長期にわたって被災寺院へ融資を行なうという対策の基本線が確定された。

災害対策金庫の資金的な手当は、既存の宗門振興推進金庫から四億円を回金。また、直属寺院や一般寺院などで一口十万円の寺院協力金の拠出を要請し九億円、宗門外からの一般協力金の要請により二億九千九百五十万円の各々収入を見込んでいる。

「公平さ」へどう配慮

被災程度専門家により査定

「阪神大震災対策委」が発足

融資枠などの具体策提案へ

この災害対策金庫の一カ寺当たりの融資枠の決定など今後の具体的な方針については総局に新設の「阪神大震災対策委員会」において協議され、総局は同委員会の答申、提案に基づき速やかに救援復興対策の措置を講じてゆく。

同委員会の委員長は筆頭総務の篁昭観総務。委員は、伊井智昭（新和会）、北島経昭（宗正会）、黒岩博（門徒宗会議員会）、木南正直（樹心会）、土原世胃（無所属）、中岡順孝（宗正会）、柱松青巒（新和会）、波多野昭方（無所属）、日谷周暎（樹心会）、堀静男（門徒宗会議員会）、山木擴（同）の宗会議員十一氏。

これに被災地の兵庫教区から土基讓教務所長、田中法鋤教区会議長、山本宣昭組長会長、大阪教区から吉川孝臣教務所長、三原暁誠教区会議長、野村晃明組長会長の六氏が加わり、北條宗会議長、植田郁男同副議長の両氏が列席者として参加する。

同委員会は、臨宗の閉会後直ちに宗会議員の委員による会合を開催。二月九、十の両日にわたって第一回委員会を開き、引き続いて十四日、十八日にも第二回、第三目の委員会を開いて、二十一日からの定期宗会までに総局に対応の具体策について提案を行なうことにしている。

救援復興対策の大枠についてはこれで決定をみたが、その具体的な内容についての詰めはこれからの課題。

まず第一が被害状況の査定で、現在、宗派が把握している各寺院の被害状況はあくまでも被災寺院の“自己申告”に基づくもの。

対策委員会の篁委員長は「損害保険会社から専門家を派遣してもらい一カ寺ずつ実地調査して査定する」との方針を示している。

しかし、自己申告と調査結果の相違が大きいと被災寺院に不満感、不公平感を植え付けることにもなりかねず、宗派としてはこの点への最大の配慮が必要とされる。

また、復興対策金庫の財政措置として導入される「寺院協力金」も、一カ寺当たり最低十万円の経済負担を要請するわけで、各寺院が既に納めた義援金の扱いの“線引き”を明確にする必要があるとの声もある。

総局としては、当面の措置として、義援金や見舞金により全壊全焼寺院などに仮設本堂の建設を促進し、従来の門信徒とのつながりが途切れないよう援助、さらに復興への支援も四会計年度に限定することなく十年、二十年と

いう長期の視点で取り組む意向である。

なお、今回新設された災害対策金庫は、常に資金の増殖を図ることが義務付けられており、今回の兵庫県南部地震だけでなく将来発生した激甚災害にも備えるとともに、過去の災害にも遡及して適用することができる。

お彼岸に追悼法要

一方、同派では春の彼岸会期間中の三月二十四日には、今回の震災で亡くなった全ての人々を追悼する「阪神大震災物故者総追悼法要」を、大谷光真門主の親修により本山阿弥陀堂（予定）で厳修することも決定している。

残された者の務め果たす

◇大谷光真門主の「教辞」◇

大変な事が起こりました。阪神地方、そして淡路島を襲いました地震によって多くの方々の命が失われました。亡くなられた方々に心から追悼の心を述べさせていただきます。また、大切な人を亡くされた方、大切な物を失われた方.....お見舞いの言葉も見つからない今日であります。残された者の務めを果たしていくしかないと思うことでもあります。

地震の当日より宗門では各組織を通じて、また、有志によ小さなグループによって救援の活動が続けられて参りましたが、この度、今後のことも踏まえて宗門として対応案が整いました。ご審議を頂くことになりました。

平生業成ということの意味を改めて考えさせられた今日であります。どうか今後のことも踏まえてご審議をお願い致します

大谷光真門主【写真は省略】
